

テクノプラザ愛媛飲食業に関するインキュベート・ルーム利用者規程

(趣旨)

第1条 テクノプラザ愛媛飲食業に関するインキュベート・ルーム入居者（以下「入居者」という。）が遵守すべき事項は、テクノプラザ愛媛管理条例、テクノプラザ愛媛管理運営要綱及びテクノプラザ愛媛インキュベート・ルーム等利用者規程等関係規程の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(施設の管理等)

第2条 テクノプラザ愛媛飲食業に関するインキュベート・ルーム（以下「インキュベート・ルーム」という）を適切に管理するものとする。

(営業内容)

第3条 入居者はインキュベート・ルームで、愛媛県産の食材を活用し、飲食料の提供業（以下「レストラン」という。）の経営を行うものとする。

2 入居者が前項に定めるレストランの経営を行わなくなった場合は、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）は入居者に対し退去を勧告できるものとし、当該入居者は退去しなければならない。

(営業日及び時間)

第4条 レストランの営業時間は、午前9時から午後9時の間とする。ただし、必要があるときは、入居者と財団とが協議のうえ変更することができる。

(酒類の提供)

第5条 入居者は、利用者への酒類の提供は、財団の許可を得て提供することができる。

(清掃の実施)

第6条 インキュベート・ルームの日常清掃並びに営業により生ずる廃棄物等の処理については、入居者の負担において実施するものとする。

(衛生管理)

第7条 入居者は、衛生管理について関係法令を遵守するとともに、松山市保健所の指導を受け、万全を図るものとする。

(防火管理)

第8条 入居者は、火災、その他の災害の発生について、関係機関と適切な連絡を保ち正確な情報を迅速に判断し、適切な処置により、人的・物的被害の軽減を期するものとする。

(施設の現状変更等)

第9条 入居者は、インキュベート・ルームの現状を変更しようとする場合は、あらかじめ工事設計書類等を財団に提出し、財団の承認を受けたうえ、入居者の負担により実施するものとする。

(譲渡、転貸等の禁止)

第10条 入居者は、財団の承認を得ないで次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) インキュベート・ルーム入居権利を第三者に譲渡（担保提供を含む。）又は転貸（営業委託、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む。）すること。
- (2) 施設、設備を毀損するおそれのある重量物、危険物等を搬入すること。

(損害賠償)

第11条 入居者（入居者の使用人、顧客、請負人等を含む。）は、施設又はその他の設備を毀損したときは、直ちにその旨を財団に報告し、入居者（入居者の使用人、顧客、請負人等を含む。）の責に帰すべき事由によるときは、財団の指示に従いこれを修復するとともに、財団が受けた損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第12条 入居期間の満了、その他の事由により退去するときは、入居者は、直ちに自己の負担によりインキュベート・ルームを原状に回復し、財団に返還しなければならない。ただし、財団が必要と認めたときは、この限りではない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、テクノプラザ愛媛飲食業に関するインキュベート・ルーム入居者に関する事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月20日から施行する。